

別表3(第13条関係) 責任分担表

委託業務の運営に必要な責任分担区分は、下記のとおりとする。

但し、委託者の事項に合っても受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担とする。

項 目	委託者	受託者	備 考
備品の修繕	○		事案によって受託者の責任分担負う
備品の更新	○		〃
備品の新規購入	○		〃
施設の修繕	○		〃
施設の大規模改修	○		〃
事故等による施設等の修繕	○	○	協議事項
保育所の管理下での災害保険加入	○		
安全衛生管理		○	事案によって委託者の責任分担負う
事故・災害等による施設等の修繕	○	○	協議事項
利用者に係る傷害保険等の加入	○		

その他、上記に該当しない項目については、別途、委託者と受託者が協議する。